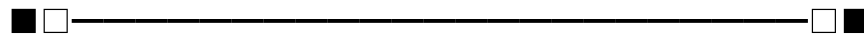


JASA News 2024年度 **006号**をお届けいたします。

このメールはJASA会員の**代表者様・副代表者様・連絡ご担当者様**、ならびに受信ご希望者に送信しています。

»» 各記事について、**ご関係者様への転送**をお願いいたします。««



1. 公正な採用選考の実現にむけて

2. 手形等のサイトの短縮への対応



★ **御社のイベント・製品情報**をJASAから業界配信いたします。

☆ **採用・教育・総務・技術 ご担当者**を「送信先に追加登録」してください。

◎ **会員向け専用サイト** 会員限定サービス・会員情報配信・会員情報変更

1. 公正な採用選考の実現にむけて

(厚生労働省 職業安定局)

厚生労働省では、就職の機会均等を確保するため、応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様に御協力をお願いしています。

事業主の皆様におかれましては、公正な採用選考の考え方について御理解いただきまして、差別のない公正な採用選考の実施に向けたさらなる取り組みをお願いします。

公正採用選考特設サイト

<https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/index.html>

公正な採用選考の基本

<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/topics/saiyo/saiyo1.htm>

2. 手形等のサイトの短縮への対応

(経済産業省 中小企業庁)

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」）に基づき、手形等（手形、一括決済方式又は電子記録債権をいう。以下同じ。）のサイトについて、繊維業は90日、その他の業種については120日を「指導基準」として、これを超える長期のサイトの手形等を「割引困難な手形（下請法第4条第2項第2号）」等に該当するおそれがあるとして指導してまいりました。

令和3年3月には、おおむね3年以内を目途として、指導基準を業種を問わず60日に変更して、これを超える手形等を、「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとする運用の見直しについての検討を行う旨を公表しました。

今般、改めて各業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準を業種を問わず60日に変更する案について、意見公募手続を経た上で、成案として公表しました（下記ダウンロードURLを参照）。今後は、令和6年11月1日以降に交付された手形等について、新たな指導基準に基づき対応することとなります。

指導基準の変更に伴い、手形等を振り出す事業者が、そのサイトを円滑に短縮するためには、自らが受け取る手形等のサイトが短縮されることが重要となります。

そのため、下請法の対象とならない取引も含め、サプライチェーン全体でのサイト短縮の取組や、手形等のサイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響にも配慮する必要があります。

【サプライチェーン全体での支払手段の適正化について】

1. **サイトが60日を超える手形等を下請法の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とする運用が、令和6年11月1日から始まること。**

2. ファクタリング等の一括決済方式については、サイトを60日以内とすることに加え、引き続き、一括決済方式への加入は下請事業者の自由な意思によること並びに親事業者、下請事業者及び金融機関の間の三者契約によることを徹底すること。

3. 下請法対象外の取引についても、手形等のサイトを60日以内に短縮する、代金の支払をできる限り現金によるものとするなど、サプライチェーン全体での支払手段の適正化に努めること。とりわけ、建設工事、大型機器の製造など発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、発注者は支払手段の適正化とともに、前払比率、期中払比率をできる限り高めるなど支払条件の改善に努めること。

手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について

<https://www.jasa.or.jp/dl/gov/20240502.pdf>

一般社団法人 組込みシステム技術協会
本部事務局 jasainfo@jasa.or.jp